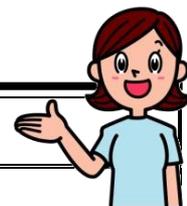


■簡易業務用無線の「免許局」・「登録局」の違い



	免許局	登録局	
開設区分	陸上	陸上	陸上・上空
周波数	<p>■400MHz帯 デジタル 467.0000~467.4000MHz(65チャンネル) ※下記、2023年10月増波 465.096875~465.153125MHz(10チャンネル) 465.034375~465.090625MHz(中継用10チャンネル) 468.796875~468.853125MHz(中継用10チャンネル)</p> <p style="text-align: center;">合計 75チャンネル(通話用) 合計 20チャンネル(中継用10ペア)</p> <p>■154MHz帯 デジタル 154.44375~154.55625MHz(19チャンネル) アナログ 154.4500~154.6100MHz(9チャンネル) 合計 27チャンネル</p> 	<p>■351MHz帯 デジタル【3R】 351.20000~351.38125MHz (30チャンネル)</p> <p>デジタル【3T】 ※2023年10月増波 351.03125~351.10000 (12チャンネル) 351.38750~351.63125 (40チャンネル)</p> <p style="text-align: center;">合計 82チャンネル</p> 	<p>■351MHz帯 デジタル【3S】 351.16875~351.19375MHz (5チャンネル)</p> <p>デジタル【3U】 ※2023年10月増波 351.10625~351.16250MHz (10チャンネル)</p> <p style="text-align: center;">合計 15チャンネル</p>  <p style="color: red;">(注)アンテナの着脱不可</p>
空中線電力	pea	5W	1W
使用目的	簡易な業務	簡易な業務 / レジャー	
キャリアセンス	—	有 (注)同一チャンネルを他局が使用中は送信が出来ません。	
免許・登録者以外の使用(レンタル)	不可	可能	
免許申請	無線機1台毎に免許申請が必要	登録申請が必要。運用開始から15日以内に開設届けの提出が必要。 (包括登録・・・2台以上の無線機をまとめて登録。増設の際は、開設届を提出のみ)	
無線従事者資格	不要	不要	
申請印紙代 (電子申請時の価格)	新規 3,050円/局 更新 2,400円/局	新規 2,150円/何局でも(包括) 更新 1,400円/何局でも(包括)	
電波利用料	400円/年額×局数	400円/年額×局数	